

平成30年第1回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 平成30年3月14日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	岩永政則	副委員長	分部和弘
委員	浦川圭一	委員	中村美穂
委員	金子恵	委員	喜々津英世
委員	山口憲一郎	委員	堤理志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本圭介	課長補佐	細田浩子
--------	------	------	------

説明のため出席した者

企画財政部長 久保平敏弘  
(税務課)

課長	荒木秀一	課長補佐	山崎昇
----	------	------	-----

係長 久原和彦  
(収納推進課)

課長 宮崎伸之

住民福祉部長 森川寛子  
(福祉課)

課長	細田愛二	課長補佐	山口聡一郎
----	------	------	-------

係長 山本洋佑  
(住民環境課)

課長	栗山浩二	課長補佐	久松勝
----	------	------	-----

課長補佐	小林純子	係長	長谷裕志
------	------	----	------

係長	池田麻夢	主査	前川哲郎
----	------	----	------

本日の委員会に付した案件

議案第28号 平成30年度長与町一般会計予算

開 会 1 2 時 5 8 分

散 会 1 6 時 2 5 分

### ○委員長（岩永政則委員）

皆さんこんにちは。定足数に達しておりますので本日の総務文教常任委員会を開会をいたします。早速、議案第28号平成30年度長与町一般会計予算の件を議題とし、本日は最初に税務課から審査をしていきたいと思っております。荒木課長から説明を求めます。

荒木課長。

### ○税務課長（荒木秀一君）

皆様こんにちは。それでは税務課所管分の当初予算につきまして御説明をいたします。まず主要な施策に関する説明書の2ページをお開き願います。こちらの方に町税の状況ということで掲載をしております。町税の本年度の予算額の合計でございますが、1番下になります44億5,727万1,000円、前年度との比較では1億38万7,000円の増、率にして約2.3%の増額の計上でございます。そのうち、現年課税分は44億2,622万7,000円、前年度比1億403万3,000円の増、率にして約2.4%の増、滞納繰越分は3,104万4,000円、前年度比364万6,000円の減、率にして10.5%の減でございます。それでは予算に関する説明書の方に移らせていただきますが、6、7ページをお願いいたします。こちら町税に関しまして平成29年度の歳入状況を見た時に、大幅に歳入超過となっている税目につきましては、当初予算の段階から計画的な予算執行が可能となりますよう30年度の予算計上額引上げを行っております。この引上げによって町税全体で約1億の増額計上となっておりますが、決算ベースでは前年並みもしくは若干下回ることを見込んでおります。

それでは1款1項1目個人町民税1節現年課税分ですが22億7,000万円、前年度比5,700万円の増額計上でございます。増額の内訳は29年度実績を踏まえたところでの5,000万円の増額、それから給与所得控除の改正、住宅ローン控除などの税額控除の減少を加味いたしまして700万円増額して計5,700万円の増額としておるところでございます。続きまして2目1節法人町民税現年課税分は9,800万円、前年度比100万円の増額計上です。続いて1款2項1目1節の固定資産税現年課税分ですが14億4,800万円、前年度比3,500万円の増額計上です。固定資産は平成30年度が評価替えの年に当たるため、全ての固定資産の価格を見直すこととなります。評価替えに伴いまして調定額は前年度に比べて約4,400万円ほど減額となる見込みでございますが、こちらも前年度実績を考慮した上で増額計上を行ったところでございます。続いて2目国有資産等所在市町村交付金417万9,000円、前年度比3万3,000円の増額計上、1款3項1目1節現軽自動車税現年課税分は9,600万円、前年度比100万円の増額計上。それから1款4項1目1節町たばこ税現年課税分は前年度と同額の計上でございます。続いて8、9ページをお願いいたします。1款5項1目1節特別土地保有税滞納繰越分は存目計上でございます。1款6項1目1節入湯税現年課税分は前年度と同額の計上、1款7項1目1節都市計画税現年課税分は2億9,000万円、前年度比1,000万円の増額計上でございます。これも固定資産税と同じ理

由から評価替えによって調定額は前年度に比べて約460万円の減を見込んでおるところでございますが、前年度実績を踏まえたところでの増額計上を行っているところでございます。続きまして16、17ページをお願いいたします。12款2項1目総務手数料5節税務関係証明手数料は267万6,000円、前年度比79万2,000円の増額計上です。前年度実績を踏まえて引上げを行うものでございますが、内訳としては手数料300件の証明を8,400件、1,300円の証明を120件見込んでいるところでございます。同じく6節督促手数料は前年度と同額の計上、8節地籍手数料は前年度比5万円の増額計上でございます。続きまして24、25ページをお願いいたします。14款3項1目総務費委託金2節徴収費委託金は6,000万円、前年度比150万円の増額の計上です。これは納税義務者数を前年度比500人増の2万人を見込んでおりまして、1人当たり3,000円を乗じた金額でございます。続きまして30、31ページをお願いいたします。下の方でございます。19款1項1目1節延滞金、それから2節過料につきましては、前年度と同額の計上でございます。

続いて歳出の説明に移りますが64、65ページをお願いいたします。2款2項1目税務費でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費は税務課職員14名、収納推進課職員6名、計20名分の人件費の計上でございます。続いて66、67ページに入ります。人件費以外におけます税務課所管分の合計額ですが181万5,000円となります。前年度比で1万7,000円の減額の計上、内容は前年とほぼ同様でございます。続いて2目賦課徴収費ですが予算計上額4,524万7,000円、前年度比1,230万1,000円の減額、税務課の所管分になります。7節賃金において30年度より窓口業務に従事するパート職員1名分の賃金通勤手当等の合計115万8,000円を増額して計上させていただいております。続いて68、69ページになります。本目賦課徴収費の先程申しました1,230万1,000円の減額の主な要因ですが、13節委託料の1,717万9,000円の減額が要因でございます。これは前年度予算に計上しておりました評価替えに伴う固定資産土地評価業務委託料の全額1,954万1,000円の減額によるものでございます。また固定資産税の納付書処理業務委託料については、平成30年度評価替えとなることから平成29年度の予算においては未計上でしたので、本年度2か年分を計上することとなる290万円を今回計上しているところでございます。そして次に23節償還金でございますが、こちらの方で400万円の増額を計上しております。増額の理由ですが、固定資産税及び都市計画税の課税につきまして過去年度において地方税法に規定いたします非課税の要件を満たすこととなりました固定資産が存在することが判明しましたので、固定資産税の還付を行う必要が生じたものでございます。概略の御説明をいたしますが、対象となる固定資産は医療法人が所有します社会福祉施設の家屋1棟及びその家屋内の償却資産でございます。土地につきましては有償の賃貸借契約に基づく借地であったことから非課税として取扱うことができませんので還付等は生じないものでございます。当該施設につきましては平成15年建

築当初非課税の要件を満たさなかったために、本町では平成16年度より固定資産税及び都市計画税を課税を行い、県においては単年度限りの不動産取得税を課税しているものでございます。当該施設の非課税の判定には建物の用途、事業の届け出、法人登記などに基づいた判断をすることになりますが、18年にその非課税の認定が可能となったという事由が確認できております。相手方に対しては謝罪と説明、当時の経過などの聞き取りを行い、平成19年度以降、要は非課税の認定がされた後の固定資産税などについてお返しするというような協議を現在行っているところでございます。これに基づいての予算の要求になりますが、概算の還付額が本税320万円、還付加算金80万円程度を見込んでおります。また本件以外に同じ事例がないのか他の施設においても確認を行ったところ、事例が存在しないことについては確認をしたところでございます。

次に124、125ページをお願いいたします。6款1項5目農地費でございますが168万8,000円、前年度比47万9,000円の減額計上です。減額の主な要因は地籍情報化委託料49万8,000円の減額でございます。内訳は前年度に計上しておりました榎の鼻土地区画整理事業に係る情報化委託料72万円の全額の減額、それから土砂災害特別警戒区域等のデータ取り込みに係る委託料22万2,000円の新規計上との差額の計上になります。次に210、211ページには家屋評価システム賃借料の債務負担行為を掲載してあります。また212、213ページにイメージ管理システム利用料の債務負担行為を掲載しておりますので御参照いただきますようお願いいたします。

再度、主要な施策に関する説明書に戻ります。恐れ入りますが44ページをお願いいたします。こちらが長期継続契約予定一覧でございます。上から2段目に所管税務課のもので、家屋評価システムの賃貸借及び保守に関する契約を掲載をしております。現在も契約をしておりますが、この家屋評価システムの更新時期を迎えるに当たりまして、事務の効率化を図る観点から新たに長期継続契約の締結を行うものでございます。契約の期間は平成30年7月1日から平成35年6月30日まで全体見込額は806万7,600円、予算科目は2款2項2目賦課徴収費14節でございます。

以上が税務課所管の説明でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○委員長（岩永政則委員）

関連があるようですので収納推進課も一緒に説明を求めて、それから質疑を受けたいというふうに思います。

収納推進課長、説明を求めます。

#### ○収納推進課長（宮崎伸之君）

改めましてこんにちは。続きまして収納推進課の当初予算の内訳について御説明をさせていただきます。収納推進課の所管としましては、歳入の総額としまして3,304万4,000円の計上となっております。昨年度より364万6,000円の減額計上となっております。それでは歳入の方の説明からさせていただきます。予算に関する説明書の6、7ページをお開きください。各税の滞納繰越分についての説明となります。1

款1項1目2節個人町民税の滞納繰越分でございますが、要求額が1,277万円となりまして、対前年度額で321万6,000円の減額計上となっております。2目2節法人町民税の滞納繰越分でございますが、要求額は14万6,000円で対前年度額で8,000円の減額計上となっております。2項1目2節固定資産税の滞納繰越分でございますが、要求額は1,499万3,000円で対前年度額としまして8万7,000円の減額計上となっております。3項1目2節軽自動車税の滞納繰越分でございますが、要求額は41万5,000円で対前年度額9万2,000円の減額計上となっております。8、9ページをお開きください。7項1目2節都市計画税滞納繰越分でございます。要求額が271万9,000円で対前年度額24万3,000円の減額計上となっております。税につきましても滞納繰越分につきましては、繰越対象となりました繰越額が毎年減額されておる関係がありまして、その関係で全て減額計上というふうな形になってきております。続きまして16、17ページでございます。12款2項1目6節督促手数料のうち滞納繰越分としましては20万円を計上させていただきまして前年度と同額計上としております。続きまして30、31ページでございます。19款1項1目1節延滞金のうち滞納繰越分としまして130万円を前年度同額計上をさせていただいております。続きまして32、33ページをお開き願います。19款5項1目1節雑入で上から3番目に滞納処分費というものがございまして、この分が要求額50万1,000円で前年度と同額計上で収納推進課分の所管の歳入という形になります。歳入につきまして収納推進課所管分につきましては以上でございます。

続きまして歳出の説明をさせていただきます。人件費以外の歳出総額でございますが、662万8,000円で75万8,000円の減額で今年度要求をさせていただいております。それでは内容の主なものを説明させていただきます。予算に関する説明書66、67ページでございます。1目税務総務費9節旅費、研修旅費の中に2,000円、11節需用費の消耗品の中に1万6,000円、この分が収納推進課分となっております。また2目賦課徴収費でございますが、主な増減の御説明といたしましては9節旅費、費用弁償に16万4,000円、これは対前年度額14万1,000円の増額計上となっておりますが、収納専門員の通勤費の新設でございます。この分が増えておるという形になっております。68、69ページをお願いいたします。12節役務費でございますが、73万6,000円で対前年度額2万6,000円の増額計上させていただいております。これは口座振替預貯金照会手数料等の増加に伴うものでございます。それ以外につきましては内数ではございますが、前年度と同額計上という形をとらせていただいております。主な歳出につきましては以上でございますので説明を終わらせていただきます。

なお主要な施策の説明につきましては11、12ページを前年度と同じく計上させていただいておりますので、御参照いただければと思います。

収納推進課は以上の説明になりますのでよろしく審議の方お願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を受けたいと思います。両課を併せて質疑を受けたいと思いますが、最初に歳入の方から受けていきたいと思います。それから先程、収納推進課長が金額を幾ら要求してますという表現をしておりましたが、予算は計上というのが本当だろうということでちょっと指摘をしておきたいと思います。

最初に6、7ページからやりたいと思いますが。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

固定資産税と都市計画税についてでございますけども、8、9ページですね。先日、補正予算の中で増額の要因として、イオンタウンの完成に伴うものということで結構な、そこが大きな要素を占めるんだという説明があったんですが、私の記憶では、今あるのが去年の5月ぐらいに開業されたと思うんですね。だから建物については今年から課税かなと、結構まとまって大きな評価になるんじゃないかなと思っておるんですが、その部分も今回の額の中には考慮して計上をされているのかどうかお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○税務課長（荒木秀一君）

イオンタウン、昨年5月でしたかオープンされたんですが、実は本町の調査自体は行っておりますが、県の方から7棟分の評価の方に情報が来ておりませんで、実際、当初予算計上の時に間に合っておりません。ですので、それは除いた部分での今回計上しております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そうであれば、今年が評価替えの年ということで、そこ実際下がる要因もあるんでしょうけども、最終的にはまた補正で対応するというので、そういう予定でしょうかね。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○税務課長（荒木秀一君）

この当初見込みの中で漏れたものにつきましては、当然、歳入が大きく超過したものについては、補正の中で対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

参考までに教えていただきたいんですが、去年の5月に開店をしたとですけど、その前に大体そのぐらいにはもう完全に出来上がっておるわけですね。そがん掛かるもんなんですか、その評価の期間というのは。

○委員長（岩永政則委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

お答えします。おっしゃるとおりかなりの時間が経過してるんですが、実際あれだけの大きな施設になりますものですから、実際、県の方が評価をする方式としては完成図書ですね、もう清算が終わった全ての完成図書が出揃って、それと当然現地を照らし合わせて評価をするという形になります。イオンタウンからその図書が出てきたのは年明けでした。要するにそこまでイオンが資料を揃えるのに相当数時間を掛けられたということですね。実際それは年明けです。1月1日過ぎてから要するに5月に完成を実際は家屋はしてるんですが、その後、精査を設計図書、完成図書を作るまでの期間がかなりの相当数掛かって、その中でも当然やりとりをしてるんですが、不備があって県の方から指摘をして、また差し戻してというようなその辺の経緯が相当数期間が掛かったので、実際調査自体がもう年を明けてという形になります。当然、課税に関しては、30年課税ということになると思います。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今のを聞いて大体理解はできるんですが、例えばもっともっと大きいもので、完成図書が出てくるのがずっとずっと遅くなって、本来であれば今年からの課税なんですが、どうも今年の課税に間に合わんで来年2年分いかんばよとなった時に、そういった場合、2か年分といきなり課税ができるんですか。仮にの話なんですが。

○委員長（岩永政則委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

実際当町でそのような事例は今まで無いのですが、今、よく話であっているような課税誤りとかで、要は固定資産家屋の評価自体に相当数時間を要する大都市である大規模な店舗、デパート等、実際、東京などでも評価自体に2年間掛かるというような事例もあるようです。実際その時にどういう課税をしてるのかというのは、恐らく遡及課税ということで2か年分を課税してるんじゃないか、推測なんですが、恐らくそれはもう取りこぼれないようにしてるのかなというふうに思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

固定資産税の部分でお伺いしたいと思うんですが、制度の仕組みそのものがちょっと私も勉強不足の部分があって、それも含めてお尋ねしたいんですが、この30年が評価



替えの年だということでありませけれども、今ちょっと資料見させてもらったら通常1期、2期、3期、4期と分かれて、4、7、12、2、評価替えの年は1期目が5月だということでありませけれども、今回予算が3月に可決したとして5月までのそんな短期で評価というのが可能なのか、5月に課税される分で例えば、このお宅については増ですよ、減ですよというのが明確になるものなのか、この辺りいかがなんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

山崎補佐。

○課長補佐（山崎昇君）

評価自体は評価替えの年であろうと今現在もずっと今行ってるところなんですけど、どういうふうに言えばいいですかね、評価の、ちょっと待ってください。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○税務課長（荒木秀一君）

申し訳ありません。確かに今ちょっと申し上げたとおり、建物を建築されたらずっとその都度評価していくんですが、課税につきましては、1月1日現在に完成してる建物に関して、土地もそうです、土地の形状について課税をしておりますので、それを今回は評価替えの年に当たって、他の2か年よりもちょっと若干事務が煩雑になるために、ひと月、4月から5月に遅れるということになりますので、あくまでも課税の基準というのは1月1日現在ということでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。それと減の予想になるということでありませけれども、これは要するに、例えば、新たに増設された地域では当然新たな新しい課税があるけども、一定年数が経ってる部分の評価が下落と言っているのかな、落ちて、それが全体的にひっくり返る形で差引減額というふうな理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

お答えします。そうです。先程ちょっとお話にもありました家屋ですね。家屋が3年ごとに評価が変わるようになってます。経年減点補正という言い方をするんですけども、3年ごとに経過年数に応じて率を掛けて落としていくというようなやり方になります。既存の家屋に関しては、一部据え置きというものもあるんですけど、居用の家屋に関して3年ごとに落ちていくということです。当然新築家屋に関しては皆増ということになります。土地に関しては、本来、評価替え年次以外は下落修正しか認められないのですが、評価替え年度だけは、上昇という見直しができるようになっております。ですので地価

が高騰を今一部してる場所がありますので、その地域に関しては評価替え年度の土地の評価というのは上がるという形になります。当然おっしゃられたように新規に開発されている土地区画整理事業用地であったりとか、宅地に転用された場所などでは、地目の変更に伴う評価の増というのも当然ありまして、その加味はされております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

9ページ。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

お尋ねをします。毎年、町長の施政方針演説では、この適正な課税客体の把握に努めるとか、そういう形で適正な公平な課税に努めるということをしとるんですが、どうもその課税客体という部分で、例えば増築をしたりとか、こういったものが、例えば市街化区域等であれば、ちゃんと手続きを今の振興局ああいう所に届け出たりして、手続きを踏めば当然役場は把握出来ると。ただそれ以外の土地について、小規模のものであれば届出をしないまま例えば増築したりとか、そういう傾向が前から見られとったんですが、そういう部分の課税客体の把握という部分について、この評価替えに合わせて何かそこら辺の見直しを検討されたのか、まずお伺いをしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○税務課長（荒木秀一君）

特別な検討といえますか、評価替えに当たりまして、3年に1回、併せて航空写真等も撮らせていただいております。そういったものも活用しながら、当然先程言う把握できない地域については届出制という形も取っております。そこに漏れるものについては航空写真等も活用しながら把握する努力はしております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

そういう建築確認申請とか、登記の変更とか、そういった公のもので確認できるものはあるんですが、それ以外に例えば、人海戦術である程度経費を掛けて調査をすると、そこまでは多分今までもしてなかったのではなかろうかなと思うんですが、自治体によっては、そういうところをやって成果を上げたという所もあるんですが、本町としては現状のままで特別対策は講じてないということなのか、もう一度お伺いします。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○税務課長（荒木秀一君）

結果的に特別対策を講じないという言い方になりますが、要は現地調査を含めたところでの人員体制を整えないといけない。そこは今の時点でちょっと難しいので、逆に他

の自治体でやられてる委託ですね。これがもう何百万何千万という金額が掛かると、そこまでのお金を掛けてまでというところから、実は躊躇しております、地道に家屋調査とか現地確認行った時に、それに併せてついでにその現地付近も見てもらおうというような形の体制で、現在のところは行っているところでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

先程課長の説明の中で、評価替えに伴って評価減になるけれども、前年度対比ではこれだけのものを組んだという説明があったと思うんですが、参考までに単純に路線価とかそういったものだけで評価が下がったのか、特段、法律改正等があって評価減に繋がったのか、そこら辺について、というのは、昔私の家は国道の道路下に宅地があるんですが、国道の下と上と何メートル以上あれば、例えば評価が下がるとかいうことで、当時、1,800万ぐらいの宅地の固定資産課税標準額があったんですが、それがいきなり1,300万ぐらいに下がったんですよ。だからそういう事例もあったので、単純にそういう法律改正とかいうことじゃなくて評価減になったのか、もう一度伺います。

○委員長（岩永政則委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

お答えします。土地に関しては大幅な法改正というのは行われておりませんで、委員おっしゃられるとおり、路線価の下落及び上昇による変更、評価額が変わったということになります。家屋については3年ごとに評価基準の見直しというのが行われはするんですが、現在の評価に大きく影響するような評価替えというのは今回は行われておりません。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

17ページ、25ページありませんか。31ページ、33ページ、いいですか。いいですね。ないようでしたら歳出にまいります。65ページから69ページまでですね。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

69ページのファイナンシャルプランニング業務委託料というところで、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、これは多分、日程的なものが、いついつにというのが決まっているのかなとちょっと記憶が定かではないんですけど、その相談件数と、実際に来られた方に対しての効果というものが本当にあったのか、そちらの確認をちょっとさせていただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

それではファイナンシャルプランナーの関係の御回答をさせていただきます。まず、回数的に年に6回行う予定にしておりますので、日程的というか、年間で6回行うような予算計上になっております。また先程から御質問がありました成果につきましてですけども、これは今現在も進行中でございますが28年度の実績でお答えさせていただきます。28年度におきましては23世帯30名、延べ人数で40名の対応をさせていただいております。40名ということでございますから実際より10名、2回目とか3回目とか重ねてらっしゃる方がいらっしゃるということになります。実績でございますが、基本的に我々、納税に繋げることが実績だというふうに認識しておりますので、元年度、過年度も含めましてでございますが、総額で449万5,043円これが現在までの成果として上がっております。現年度も当然入っておりますので、分割でまだ進行中の納付とかございます。その中でも、1世帯3名の方は完納という形で112万7,900円、こちらにつきましては完納していただいたケースに繋がっております。内容としましては当然でございますが、ファイナンシャルプランナーの方と相談する流れで御家族であったり親族であったりという方々が一緒になって、納付をいただく計画ができたということで完納に至っておるケースがございます。まだ進行中でございますので現在のところは以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

かなりの成果があるということで、この取組というのは今後も続けていかれた方がいいのかなというふうに聞いて思ったところですけども、この相談に来られる方というのは行政の方からこういう場がありますというふうになるものなのか、それとも個人がさすがにやっぱりきちんと払う、生活を立て直したいということでの相談が先なのか、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

御質問にお答えします。今回計上させていただいておりますファイナンシャルプランニング事業につきましては、収納推進課所管で対応させていただいておりますので、我々が対応させていただいております滞納者の方であったり現年度の納税の相談を受ける方々を中心に行わせていただいております。また今おっしゃった一般の方々の相談ということにつきましては、当然我々滞納がなければ連携事業としまして社会福祉協議会の方にファイナンシャルプランナーの方を利用して生活改善の事業をされておりますので、そちらに紹介したり、また個人情報になりますので我々はそれに付随することはなく、本人にそれを紹介するという形をとっております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

23節還付金の話、先程十分説明をしていただいたんですが、よく聞き取れない部分があったんで、内容的にはある医療法人について今まで課税したものを制度が変わって非課税としたと、認定をされた年度以降の分について還付をするというようなそういう内容だったのかなと思って聞いていったんですが、通常、税の減免とか非課税の話になりますと、当然相手からの申請じゃないかなと思うんですが、そこら辺の経緯と18年からとおっしゃいましたですかね。18年というのは平成の話ですね。その以降分について時効に係る分等はなかったのかどうか、そこら辺の関係も併せて説明をお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○税務課長（荒木秀一君）

まず1点目、御質問の中で制度が変わってという解釈がありましたが、これ実は15年当時に建築された時に、該当の物件が用途的に非課税を満たす建物、減免ではなく非課税なんです。その中で用途とか、法人登記とかこういったものの要件を満たさないということから非課税とみなすことができなかつたために課税をしたものということでございます。それが平成18年中に法人登記の中で、しっかりとその事業を営んでいる明記もあり、確認ができましたので翌19年1月1日において賦課期日現在の規定を整えられておりますので、19年度以降についての還付というような形になりますが、そこで税法上の規定の5年というところが実はございますが、そもそも今の話で申しますと当初、固定資産の担当者、それから医療法人側への担当者の中では、こういった話は実はしていたところなんですけども、双方が、病院側の担当者の方も代わり、町側も指導をして申し出をいただきたいという旨を申し出ていたところなんですけども、それが引き継げてなかったというところで、実際このようになりました。確かに申告書ありきというお話だと思うんですけども、申告書というのが、言えば実務提要の中では、便宜上町の事務処理を簡略化するというか把握するためのものであって、事実非課税という認定ができる場合においては、やはり非課税になるというところから還付の必要があるということで判断をしております。確かに地方税法というのは時効5年ございます。ところが長与町都市計画税の課税誤りに関する還付金支出要綱、この中において20年還付できるようになっております。その中には当然本人様の納税の立証責任を果たしていただくというものもございますが、その中で相手様におかれましては、納付された分については領収書等保管されておられましたので、その中では確認できるようにはなっております。だから時効を超えて、その要綱を用いて還付することが可能になるというお答えになります。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

確認をしますけど、町の課税に誤りがあったということで理解してよろしいんですか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○税務課長（荒木秀一君）

そうです。長与町の方での落ち度があり、結果課税をしておりましたという事実がございます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは歳入歳出全体でいきたいと思います。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

すみません、歳出で69ページの役務費のコンビニ収納手数料についてお伺いしたいと思いますが、このコンビニ収納が始まってからは、町民の方は非常に利便性が高く収納率も上がるのかなと思っているんですけども、町としては、手数料の関係で口座振替を推進されていると思われまして。このコンビニ収納手数料の予算計上が例年と、ちょっと昨年の予算書を持ち合わせておりませんので、変わってきているのか、それと当然進めてらっしゃると思うんですけども、この納付書とかコンビニで払われてる方に対しても口座振替のお願いというのはしてらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

両課に関係することではございますが、まずコンビニ収納の推進という形で、当然でございますが当初予算をお持ちの税務課の方がウエイトは大きいと思いますが、収納推進課の方のまず状況で御説明をさせていただきます。当然コンビニ収納につきましては、当初27年度から始めまして29年度の1月末現在でコンビニの納付割合が34%、納付書45%、あと口座振替21%という実績になっております。これが27年度におきましては決算時に2月の末だったと思いますが25%程度がコンビニ収納に移行していただいております。そういうこと考えまして9%程度、その後2年弱でございますが、増加しているという状況でございます。また手数料の話がございましたがコンビニ収納につきましては、12節で他の口座振替も含めた中の手数料で予算的にはそれで賄えてきている状況でございます、その中で調整をさせていただいているのが現状でございます。また税務課の方からもあるかと思いますが、よろしくお願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○税務課長（荒木秀一君）

口座振替の推進の件につきましてでございますが、納税通知書の中に、これまで同封をして振替の推進という形を取っておりましたが、昨年度からちょっと字を大きくしたりとか目立つような形で広報の中とか、そういったことで今までよりも目立つ形で口座振替をお願いするという形で進めておるところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

手数料の関係では恐らく口座振替の方がよろしいのかと思うんですけども、いろんな形で銀行に行けないとか、手続きができないという方に対してはコンビニで払える、コンビニはいつでも開いてるわけですから、そういったことでいくら手数料が掛かっても仕方がないのかなと思われるんですけど、収納率は上がってきたと収納推進課の課長がおっしゃいましたけれど、コンビニ収納手数料207万6,000円計上されてるんですが、これは27年度当初から上がっているということではないのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

合算の数字になりますので、まず収納推進課の所管の状況でございます。この手数料につきましては当然でございますが、27年度当初から比べて増額させていただいてるという現状でございます。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○税務課長（荒木秀一君）

コンビニ収納の予算の方でございますが、前年比9万4,000円ほど増額をしております。と言いますのが例年一気にコンビニが増えている状況では実はなくて、例年10%程度ずつ伸びてきているという状況で、ちょっとこちらの方が予想していたよりも、数字の上がり収まってきているので頭打ちの状態になってきているのかもしれないというところで考えております。他に町民税辺りが特別徴収の推進という形も進めておられて、実際納付書を使うことが少なくなってきたり、自主納付、普通徴収の数が減少していることも、それが伸びない理由の1つになってるかとは思いますが、以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。他に全体でありませんか。いいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

全体というか、固定資産税とそれから都市計画税、これ今後税収としては減になる可能性もあるという御説明だったんですが、それに関連して69ページの13委託料のところでも下落修正に伴う固定資産の鑑定業務委託料と評価業務委託料ということで合わせ

て440万ほど歳出を見込まんといかんということで、これ損得感情になってはいかんのだろうとは思いますが、この業務というのは例えば土地家屋調査士か何かに委託されるのか、それともどういう形で支出されるのか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○税務課長（荒木秀一君）

鑑定業務委託料、評価業務委託料につきましては不動産鑑定士の方をお願いをします。1つが個人の経営する会社で、もう1つが不動産鑑定士の協会です。それぞれ長らく長与町の鑑定及び評価辺りをやっていたら、画一的な目で長与をずっと見ていただいている関係で、同じ方をお願いをしておるところでございます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。お疲れさまでした。

14時10分まで休憩をいたします。

（休憩 13時52分～14時06分）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。福祉課の審査を行っていきたいと思いますが、それに先立って課長の説明を求めます。

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

皆さんこんにちは。それでは平成30年度長与町一般会計予算の福祉課所管分につきまして御説明をいたします。歳入の総額は4億7,899万5,000円で対前年度比1,903万6,000円、3.8%の減となっております。また歳出の総額は職員の人件費を除きまして8億172万9,000円で対前年度比3,876万7,000円の4.6%の減となっております。減額の主な要因としましては、障害者福祉サービスの給付費のうち障害児通所給付費を平成30年度からこども政策課におきまして予算を計上したことによるものでございます。それでは説明書に沿って説明をさせていただきます。まず歳入でございますが、説明書の12、13ページをお開き願います。11款1項1目3節老人福祉費負担金のうち老人福祉施設入所者費用徴収金と高齢者生活福祉センター利用者負担金が福祉課所管でございます。老人福祉施設入所者につきましては5名分、高齢者生活福祉センターにつきましては12名分の入所者分となっております。続きまして12款1項2目1節社会福祉使用料でございますが、これは老人福祉センター丸田荘の入浴施設の利用料でございます。次に18、19ページをお開き願います。13款1項1目1節社会福祉費負担金の2番目、障害者自立支援給付費負担金のうち2億7,184万4,000円が福祉課所管で障害者の自立支援給付費に係る2分の1の国庫負担分でございます。給付費の増額見込みによりまして前年度比4,791万9,000円の



増となっております。次に13款2項2目1節社会福祉費補助金は全て福祉課所管で、地域生活支援事業補助金につきましては障害者の生活支援事業に対する2分の1の国庫補助、生活困窮者就労準備支援事業等補助金は社会福祉協議会に委託をしております生活困窮者就労準備事業等に係る国の2分の1の補助となっております。同じく3節老人福祉費補助金の老人保健事業推進費等補助金、原爆分のうち292万1,000円が福祉課所管分で、これは原爆被爆者対策の特別事業としまして窓口や電話での相談業務に対する分に係る国庫補助分で全額補助となっております。続きまして20、21ページをお開き願います。14款1項1目1節社会福祉費負担金のうち2番目、障害者自立支援給付費負担金のうち1億3,592万2,000円が福祉課所管で、こちらは4分の1の県費負担分となっております。こちらも国庫負担分と同様、給付費の増額見込みによりまして前年度比2,396万円の増額となっております。続きまして22、23ページをお開き願います。14款2項2目1節社会福祉費補助金のうち1番目から3番目と1番下の長崎県人工内耳体外機器購入助成事業費補助金が福祉課所管でございます。戦没者慰霊碑等維持管理費補助金と福祉医療費補助金（障害者）分につきましては、共に2分の1の補助、地域生活支援事業補助金は4分の1の補助となっております。人工内耳体外機器購入助成事業費補助金は29年度から県が開始をいたしました助成事業でございまして31年度までの3年間となっております。補助率は3分の1となっております。同じく3節老人福祉費補助金のうち、在宅福祉事業費補助金は老人クラブの活動に対する3分の2の補助となっております。続きまして24、25ページをお開き願います。14款3項2目1節社会福祉費委託金は全て福祉課所管で、原爆被爆者対策事務に係る交付金と障害者手帳の交付事務等に係る権限移譲交付金、そして26、27ページに移りまして戦傷病者の補装具支給等の請求事務に係る権限移譲交付金でございます。15款1項2目1節利子及び配当金のうち、上から4番目の地域福祉ボランティア基金運用収入、次のページに参りまして、16款1項3目1節社会福祉費寄附金が福祉課所管でございます。次に30、31ページをお開き願います。17款2項4目1節地域福祉ボランティア基金繰入金は、ボランティア団体の活動補助に係る基金からの繰入金でございます。続きまして32、33ページをお開き願います。19款3項1目1節貸付金元利収入のうち、真ん中の災害援護資金貸付金元利回収金が福祉課所管で、こちらは平成3年の台風災害の貸付金の回収分となっております。19款5項1目1節雑入のうち7番目の清涼飲料水自動販売機設置使用料のうち7万2,000円分、1つ飛ばしまして、各種施設電話使用料のうち1,000円が福祉課所管、そして下から7番目の丸田荘利用料につきましては全額福祉課所管でございます。丸田荘1階部分の社会福祉協議会がデイサービスに利用しておりますその分の賃借料と光熱水費等の負担分でございます。そして1番下の後期高齢者医療制度特別対策補助金のうち44万6,000円が福祉課所管でございます。こちらは後期高齢者の健康対策事業に対して交付をされるもので入浴施設利用等の健康づくり助成に活用をしているところでございます。

続きまして歳出に移らせていただきます。76、77ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費でございますが、1節報酬は上から3つの民生委員児童委員推薦会、地域福祉ボランティア基金管理委員会及び地域福祉計画推進委員会の委員報酬が福祉課所管でございます。それぞれ1回分を計上いたしております。2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、住民福祉部長、福祉課職員及び子ども政策課職員の分の人件費でございます。8節報償費は福祉課分で、9節旅費、普通旅費のうち24万5,000円と費用弁償のうち2万4,000円が福祉課所管、11節需用費につきましては消耗品費のうち8万2,000円、食糧費につきましては全額が福祉課所管でございます。78、79ページを御覧ください。13節委託料のうち一番上の地域福祉等推進特別支援事業委託料と下2つの生活困窮者就労準備支援事業等委託料と避難行動要支援者等管理支援システム保守委託料が福祉課所管でございます。今回新規でお願いをしておりますのが避難行動要支援者等管理支援システム保守委託料でございますが、こちらは29年度に導入をいたしました同システムの保守に係る委託料でございます。14節使用料及び賃借料と19節負担金、補助及び交付金につきましては全てが福祉課所管となっております。19節の下から3番目、長与町福祉団体育成補助金につきましては、このうち41万2,000円が福祉課所管となっております。前年度と比較をしまして増額となっておりますのが6番目の長与町社会福祉協議会運営補助金で31万9,000円の増となっております。こちらは事務局職員9名分の定期昇給及び人事院勧告等での増加分が主な要因となっております。次の老人福祉センター運営補助金につきましては施設の保守点検等が主なものになってございますが、前年度比33万3,000円の減額となっております。20節扶助費のうち下から2番目の小児災見舞金が福祉課所管、25節積立金につきましても福祉課所管でございます。続きまして2目障害者福祉費でございますが、1節報酬ではひばり学級療育指導員報酬以外が福祉課所管でございます。次の80、81ページに移りまして、7節賃金は障害者福祉医療事務の事務補助をお願いする臨時職員の賃金でございます。9節旅費につきましては、普通旅費のうち20万2,000円、費用弁償のうち25万円、11節需用費につきましては、消耗品費のうち10万1,000円、食糧費のうち2万6,000円、印刷製本費につきましては全額が福祉課所管でございます。12節役務費は1番下の育成医療費支払事務手数料と、その上の障害児通所給付費支払事務手数料以外が福祉課所管でございます。13節委託料では、ひばり学級分の2つを除く分が福祉課所管となります。新規分としましては下から2番目の障害者福祉システム改修業務委託料で、こちらは平成31年5月からの元号改正に伴いますシステムの改修業務委託でございます。14節使用料及び賃借料のうち自動車借上料を除く分が、そして82、83ページに移りまして19節負担金、補助及び交付金につきましては全てが福祉課所管でございます。20節扶助費につきましては、上から8番目の小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費と、それから8つ下の障害児通所給付費、それとその次の軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金と、その下

の育成医療費、これを除く分が福祉課所管となっております。前年度と比較をしまして大幅な増額となっておりますのが、4番目の自立支援給付費で前年度比9,549万6,000円の増額となっております。こちらにつきましては、給付額全体の50%以上を占めております生活介護と就労系のサービスの給付費の増額によるものでございまして、年々サービス事業所も増えてきており利用者も増加していることが主な要因でございます。1番下の長崎県人口内耳体外機購入助成事業費につきましては、歳入のところで申し上げました平成29年度から開始をしております助成事業でございます。

続きまして84、85ページをお開き願います。4目原爆被爆者対策費は全て福祉課所管でございます。前年度との主な変更点としましては、9節旅費につきまして原爆被爆者健康生活相談員の交通費に当たる費用弁償を新たに計上しております。次に94、95ページをお開き願います。3款3項1目老人福祉総務費は全て福祉課所管でございます。8節報償費につきましては、前年度比599万5,000円の減額となっております。内容としましては敬老祝金の額の改正を行いまして、77歳の1万円を5,000円に、88歳の3万円を2万円に、100歳の10万円を8万円に、そして長寿祝品につきましては、90歳以上を廃止をしまして100歳の方にのみ5,000円相当の記念品を贈呈することと変更したものであるものでございます。96、97ページに移りまして、13節委託料でございますが、主なものとしましては、上から5番目の緊急通報システム業務委託料、これはひとり暮らし高齢者など生活に不安がある方に対して緊急時の通報、日常生活における相談並びに定期的な安否確認ができる装置を貸与するものでございます。下から2番目のショートステイ事業委託料につきましては、虐待等の発生により被害を受けた高齢者を保護する必要性が生じた場合に、一時的に入所をお願いする施設に対する委託料でございます。1番下の高齢者交通費助成事業利用券回収業務委託料につきましては、30年度から新たに実施をいたしますバス利用券の回収業務をバス事業所をお願いをするものでございます。20節扶助費につきましては、2番目の老人福祉施設措置費が前年度比176万9,000円の減額となっておりますが、こちらは入所者が1名減になったことによるものでございます。1番下の高齢者交通費・健康づくり助成金は高齢者事業の総合的な見直しに伴いまして、これまで行ってまいりました入浴補助券の交付事業をバス利用券、タクシー利用券及び健康づくり助成券のいずれか希望する券を対象者に交付するように新たな券種の追加と交付方法を変更したものでございます。

続きまして208、209ページをお開き願います。債務負担行為に関する調書でございますが、上から3番目の長与町社会福祉協議会が金融機関から借り入れる、ほほえみの家建設事業資金に対する元利補助金が福祉課所管でございます。続きまして平成30年度の主要な施策に関する説明書の13、14ページをお開き願います。主要な施策としましてはどちらも高齢者福祉に関する事業としまして、緊急通報装置設置事業と高齢者交通費・健康づくり助成事業につきまして計上させていただいております。29ペ

ージにつきましては非常勤職員の報酬一覧、そして34ページの下段から35ページにかけてですが、補助金、負担金の一覧、そして44ページ、こちらが長期継続契約予定一覧の4番目、被爆者台帳システム貸借契約が福祉課所管となっております。また45、46ページの基金の状況につきましては、特定目的の3番目、地域福祉ボランティア基金が福祉課所管でございます。以上が福祉課所管の当初予算の説明となります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりましたので、これから質疑に入りたいと思います。歳入から行きたいと思いますが、13ページからですね。ありませんか。13ページから19ページ、21ページ社会福祉負担金ですね。いいですか。23ページ在宅福祉の関係、25ページの1番下から27ページ、29ページまでですか。いいですか。31ページ、33ページ、いいですかね歳入は。いいですか。

なければ歳出にまいます。何も質問がなくして終わりそうでございますけども、歳入に入っていきますが、77ページ3款1項1目これ全部福祉ですかね。いいですか。79ページ、障害者福祉の下の方もですね。それから81ページ、83ページ。

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

83ページの19節街かどのふれあいバザール運営委員会負担金ということで、これ外郭団体への補助ということで2万ということになっておりましたけれども、金額的には少ないですけれども、こちらに補助することになったその理由というのは、どういう活動をされているんでしょうか。

**○委員長（岩永政則委員）**

細田課長。

**○福祉課長（細田愛二君）**

この街かどのふれあいバザール運営委員会というのが授産製品です。障害者の方々が作られますいろんな製品とか、そういったものをふれあいショップという形で開催をいたしまして、いろんな県内各地でそういった物のバザーといいますか販売、そういった運営をやっている委員会でございます。そこに対しまして、障害者数割での町の負担分が2万円ということで負担をしているものでございます。

**○委員長（岩永政則委員）**

いいですか。他に質疑ありませんか。

83ページ、いいですかね。85ページ、原爆被爆者関係です。

喜々津委員。

**○委員（喜々津英世委員）**

85ページの4目1節原爆被爆者健康生活相談員報酬というのがあるんですが、具体的に年間どの程度相談がなされるのか、私は被爆者の会の事務局をしとるんですが、余

り話題にならんもんで、参考までにどういう相談が多くて年間どれくらい対応されておるのか、それを教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

この相談員につきましては、毎日9時から5時まで本町の窓口の方に常駐をしております、いろんな相談であったりとかを受けている状況でございますが、主な内容としては被爆者健康手帳に関するいろんな変更とか再交付とか、そういったものの事務の手続きであったりとか、またはその健康相談です。そういったものの相談を受けたりというのが主な内容になっております。実績としましては、28年度で合計になりますが1,794件の事務の手続きだったり相談業務であったりとか、そういったことで受けております。また27年度につきましても1,776件ということで年間約1,800件弱のいろんな事務手続であったり相談であったりそういったものを受けております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

83ページの扶助費の下から2番目の難病者医療費のところでお伺いしたいと思うんですが、確か去年だったか一般質問の中で、難病者の方に対する町の独自助成があるというのが、ちょっと知らないという実態もあったということで、県の方に申請をした段階で町ともう少し連携とったらどうかという質問をさせていただいたんですが、その辺りの対応というのは、この予算の中に入ってるのかどうか、そういう対応改善をされたかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

昨年の6月議会におきまして堤委員に御質問受けた件になるかと思うんですけれども、難病の方に対する福祉医療の助成につきましては、長与町独自で行っている助成事業でございますけれども、その周知がどうなっているのかということだったんですが、更新月が10月1日になるかと思えます。それで、どうしても対象者が町の方で把握できないものですから、その時の答弁としましては、保健所の方ともお願いして勧奨通知とかそういったものを入れることが出来ないかということで検討するというようにしておりましたが、その後、保健所とも協議をさせていただきました。ただ更新の通知については県の方で一括して作成をして、その分が西彼管内の分は保健所に回って来るということで、特別に別のもを入れるとか、中に文言を入れるということは不可能ですというお答えをいただきましたので、町の方としましては、これまでホームページと年に1回9月に広報にその周知を載せておったところなんですけれども、それを年4回に増やし

まして3、6、9、12月の4回、広報に載せるようにしております。ですので、もう既に9月、12月それと今月3月にも載せて、そういったことで周知を図っております。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。85ページまで行きましたが、次97ページ。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

95ページの長寿者祝金の件でお聞きをしたいと思います。私も今から長寿の方が大変増えるということで見直しも必要じゃないかと言っておりましたけども、今回、改正もされておりますけども、ちょっと別の話になりますけども、昨年、施設の引き上げがなされました。その時住民から説明不足でどうのこうのという話もありましたけども、やっぱりこの件につきましては、1回説明もあつたかなと思いますけども、アンケート等も取られたということもちょっと耳にしましたけども、その辺をもうちょっと詳しく説明いただければと思っております。どのくらいの範囲でされたのか、例えば老人協会とかあると思いますけど、その辺を教えていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

まず、今回この高齢者の方々に対する事業の総合的な見直しを行った経緯ですけれども、町の方で実施をしております3つの事業につきましては、高齢者の方々の様々な要望等がどうなっているのかと、そういったことで時代に即した流れに沿った見直しをするべきじゃないかということで、敬老祝金と長寿祝品それと入浴補助券、こちらの方についてはかなり要望も上がってたんですけど、この3つの事業について高齢者の方々の意見を聞いた上で見直しを行おうということでやって参りました。それで、まず9月に長与町老人クラブ連合会の方に出向きまして、各老人クラブの代表者の方々に出席をいただきまして、今、やってる事業の説明、それと今後、この事業はどうしていったらいいかというようなことでアンケート調査を実施をさせていただきました。そしてその後10月に入りまして、介護予防教室の14会場に参りまして、説明会を実施して同様にアンケート調査を行いました。アンケート自体は333部配布をいたしまして、回収が237部の71.2%の回収率でしたが、その回答を基に、それと他の自治体の状況も一応これはあくまでも参考にですけどもさせていただきます、見直しをさせていただいたところがございます。その結果、敬老祝金については減額、そして長寿祝につきましても規模の縮小、ただ入浴補助券につきましては要望が大変多かった交通助成に関するバス、それとタクシーに関する利用券、こちらを新たな助成券として追加をさせていただく予定にしております。入浴補助券も健康づくり助成券ということで名称を変更しまして、新たに町民体育館のトレーニング室、それと陶芸の館の方でも利用ができるというふうにしております。さらに予算の歳出のところでも御説明しましたが、

ひとり暮らし高齢者など生活に不安がある方に対しまして、オペレーター看護師等という  
ろんな健康相談ができたり、定期的な安否確認ができる緊急通報装置システムの導入と、  
こういったものに事業を転換をして、時代の流れに即したといいますか、継続的に長く  
高齢者のために実施ができる事業へということで見直しを行った次第でございます。

○委員長（岩永政則委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

なぜ確認をしたかといいますと前回の施設の引き上げの時のように町民、これはもう  
高齢者の方ですけども、町民から誤解を招くことも出てくるんじゃないかなということ  
で、今いろいろな調査をしたのかなということでお伺いしまして、そういう手順はちゃ  
んと踏まえての改正ということで納得をいたしました。ついですが、だんだんだ  
んだん、そういう祝金を貰う人が増えてきますけども、極端には去年と差はないと思  
いますけども、分かれば今年は何人ぐらいを予定されているのか、お聞きをいたします。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

平成30年度の今後の予算額に対する内訳でございますけれども、77歳の方が40  
5人、88歳が176人、100歳の方が8人となっております。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今、同僚議員から出た長寿者敬老祝金。この減額がなされる方ということになれば、  
例えば4月に77になった方と5月に77になった方との、倍変わってくるとかいうこ  
とになるところでの住民間の何と言うか不満が出てくる可能性が1番考えられるわけ  
ですよ。その辺りで周知ということも今おっしゃいましたけれども、なかなか周知って  
本当に難しいんじゃないかと思うんですが、その辺りいかがお考えでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

今回、条例改正案で上げておりました敬老祝金条例の施行日に関することかと思うん  
ですけども、施行日を5月1日とさせていただいております。こちらにつきましては、  
承認いただいた後に4月の広報への掲載、それと対象者に対する葉書での個別の通知、  
あとは自治会長会等で、そういったところでの説明会を予定しております。そういった  
ことで、4月に周知を図って5月から開始をするということで5月1日にさせていただ  
いておりますが、対象者につきましては9月1日を基準日としておりますので、対象者

については変更はございません。

○委員長（岩永政則委員）

それでは歳入歳出併せて質疑ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

97ページの緊急通報システム業務委託料ということで325万上がっている。この件でちょっとお聞きいたしますけれども、本町においては百合野地区で100世帯を対象にモデル事業をされましたけれども、最終的な目的というのは、あの事業と余り変わらないのかなというところがありますけれども、今回の事業と前回の事業どう違うのか、そして今回この事業が、継続というのがきちんと見込まれたものなのかというところでお聞きをしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口聡一郎君）

まず、百合野地区で実施しましたICTモデル事業につきましては双方向のものを行っておりましたので、要はあちらの方が元気ですよとした場合にこちらの方も元気であることを確認しておりました。今考えておりますものにつきましては、当時の反省というか、あの時に思ったことは結局システムが高度過ぎるといろいろな障害が出たりとか、故障した場合についてやはりトラブルが多発したわけです。そういったものじゃなくて、ある程度簡易なシステムで実用したいというふうに思いました。それと今、これと別に実施してるものがございます緊急通報装置があるんですけども、それにつきましては今現在実施しているものについては、緊急ボタンを押した場合に事前に登録した個人の方についてだけ連絡がいくシステムなんです。ボタンを押して連絡が行った先が取らなかった場合は、もう誰も対応できない状態になってしまいます。それを踏まえまして、今回は24時間対応できるコールセンターがあるものというような条件に事業者の方を選定していきたいというふうに考えております。ある程度ボタンを押さないといけないということで一方通行といった部分がございますけれども、月に定期的に1、2回程度はコールセンターの方から電話をしていただくようになっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

97ページの20節高齢者交通費・健康づくり助成金のところで先程説明をいただきましたけれども、かねてより要望があったということで確か今年度までは1,800円だったと思いますが、先程の説明では1,500円に、この1,500円に改定される理由が今後の高齢者の増加ということもあるかと思うんですが、このバス券タクシー券にも導入されることでの理由があるのかどうか教えてください。



○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

まず今回総合的に見直しを行うに当たりまして、現在この3つの事業で行っております事業費、予算規模は減らさない、少なくともこの額を維持したままで高齢者の方々のニーズに合った事業に見直しをしようということで見直しを始めて参りました。そういった中でバス券、タクシー券の交通助成についてはかなり要望をいただいております、参考としたのが長崎の方につきましては利用率が95%ほどあるということもございまして、今回うちの方も95%ほどあるんじゃないかということで見込んだ訳でございますけれども事業予算規模を考えた場合に、どうしても年齢の引き上げと、それと1冊当たりの券の額が1,800円から1,500円になったというような経緯でございます。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じく高齢者交通費・健康づくり助成金のところでお伺いをしたいんですが、1つは70歳以上7,500人を対象に葉書を送る、そして交通、もし間違ったら教えてもらいたいんですが、交通か健康づくりかを選ぶんですかね。交通だったらバス、タクシーに利用できる、ちょっとその辺り詳細に確認をしたいのと、あとイメージが湧かないのが、今までお風呂だったらチケット制だったですよ。交通費になった場合に、これもやっぱりある一定の金額のチケットになるものなのか、大卒の説明を受けたんですが具体的な形がちょっと見えないもので御説明をいただければというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

まず今回は助成券を3種類作ります。バス利用券、それとタクシー利用券、それと健康づくり助成券の3種類になります。対象者の方々には、この3種類の中から選択していただくという形になります。それと券種の中身につきましては、バスの利用券につきましては1枚100円の15枚綴りの券種になってます。タクシー利用券につきましては1枚が500円の券で、その3枚綴りで1,500円、健康づくり助成金につきましては100円券の15枚綴り1,500円ということになっております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。健康づくりの分ではいくつか、陶芸の館等にも活用できるということだったんですが、入浴補助券の段階で1回当たりの利用の枚数が制限されたということ

で、複数の方から非常に使い勝手が悪くなったという苦情をというか、何でこんな使いにくくするのかと、本人に任せればいいじゃないかという声が聞こえてきたんですが、町の方にそういう声 came かどうかと、それから、その辺り何か改善をされる考えがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

今年度しております入浴補助金につきましては、枚数制限を1回につき2枚までということにさせていただいておりますけれども、これにつきましても町の方にも大変多くの苦情といますか、要望といますか、意見をいただいております。来年度から実施をいたします先程の3枚の助成券につきましては、利用枚数制限はございません。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

丸田荘に関してちょっとお聞きをしたいと思います。4月1日から使用料を徴収することになって、丸田荘の利用率というのが変わらないのか減ったのかというところは置いておいて、入りと出の関係というのがどのようになっているのか、使用料を徴収することになってどのように分析をされているのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

今年度4月から利用料を50円から100円に上げたと、利用料を上げたということでの利用者数でございますが、まず平成29年度が利用者が2万6,455名でございます。昨年同時期の利用者が2万9,069名ということになっております。大体2,500名ほど減という形になっております。経費につきましては29年4月から利用料も上げさせていただいたところではございますけれども、利用者につきましても先程申し上げたとおり今減少してるということで、収入についても例年どおりではないかなということで見込んでいるところでございます。ただ、入ってくる部分と出ていく分ということでいくと、どうしても歳出の方が多くて、いわゆる赤字運営といたしますか、そういった状況でございますけれども町の方の考えとしましては、お風呂に来ていただくことでそこで交流を深めていただくと、そういったことで高齢者の方々の憩いの場といたしますか、交流の場と、そういった場作りといったことを考えれば、これからも運営をしていかないといけないのかなという面もありながらも、やはりどうしてもこの赤字運営はどうか対策をしていかないといけないんじゃないかなということで考えております。今年度、その燃料費の削減ということで、太陽熱を導入して燃料費の削減をしようかということで一応試験的に実験を行いました。ただあそこが屋上に太陽光を設置した場合

なんですけども非常に日当たりが悪いと言いますか、なかなか思うように熱量が上がらないという結果が出まして、設備投資額に比べると、それを取り戻すのに何十年も掛かるという結果が出まして断念したところでございます。そういったことでいろんな研究は重ねているところですけども、今後も引き続き研究していきたいと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

1点だけ教えてください。主要な施策の29ページなんですけども、委員の報酬、予算計上されてますけども、それでマイナスになってる3件分、会議体の回数が減る分の減額かなというふうに思いますけども、その要因を教えてくださいのと、1番下の養護老人ホーム等入所判定委員は前年度より1名増になってるんですけども、そのところの減額の理由を教えてくださいなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

まず、自立支援協議会委員の報酬に係る分でございますけれども、こちらは29年度に障害者計画それと障害福祉計画、障害児福祉計画の策定に係るということで3回29年度実施をしたんですけども、それが30年度からは通常の1回の開催になるということでの減額でございます。そして障害者相談支援専門員、これにつきましては専門員が1人29年度に研修に行かせていただいております。これは5年に1回研修を受けないといけないということになっておりまして、その研修が30年度には受けなくていいということになりましたのでその分の減額です。そして1番下の養護老人ホーム等入所判定委員会の委員につきましては、これは入所の希望があった場合にその判定の委員会を開きますので、希望の回数によってこれは増減をしていくわけですけども、その開催の回数の減によるものの減ということになります。

○委員長（岩永政則委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

判定委員ですけども昨年より1名分プラスになってますね。そこら辺のちょっと経緯をお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

養護老人ホーム等入所判定委員会の委員の数で、本年度の委員の人数が5で、昨年度が4名となっているということですが、5名が正でございますので、大変申し訳ございませんが、昨年度の数字が間違っているということになります。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

33ページ、19款3項1目1節貸付金元利収入の中で、これ毎年私は言うんですが、平成3年ですよね。もう27年経過してまだ貸付が残っるとというのは普通は考えられんわけですけども残念ながら止むを得ないと思います。昨年は55万2,000円の歳入の予算を組んだのが今年61万2,000円、アップして計上した、見込みが立ったのかどうか、そこら辺をまずお伺いをいたします。

○委員長（岩永政則委員）

江口係長。

○係長（江口美和子君）

お答えいたします。前年度はお1人納付が困難であると申し出もあったんですけども、今年度お話をいたしまして、納付の再開を始めて下さるという約束をいただきましたので、その内容を反映させての金額となっております。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

28年度決算を見てみると28万円入金が始まって、やっと増えてきたなと喜んでおったんですが、29年度現在までのところどの程度入ってるのか、それとそこら辺を踏まえて今言われたことに繋がったのか、29年の見込みを教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

江口係長。

○係長（江口美和子君）

お答えいたします。平成29年度の実績の予定になりますけれども、3月12日現在の納付額をお答えしたいと思うんですが、納付額が29万2,000円、今年度納付をいただいております。まだ、数日残っておりますので、少し増える可能性はありますが、今確実な数字としてお伝えをしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

25分まで休憩いたします。

（休憩 15時09分～15時25分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き総務文教委員会を継続したいと思います。ただいまから住民環境課の審査に入っていきたいと思いますが、審査に先立ち執行側の説明を求めます。

栗山課長

○住民環境課長（栗山浩二君）

皆さんこんにちは。早速ですが、住民環境課所管分につきまして平成30年度長与町一般会計予算に関する説明書及び主要な施策に関する説明書により、主な事業、予算の内容などについて御説明をいたします。歳入の方から御説明をさせていただきます。予算の説明書の12、13ページをお開きください。中段の11款1項2目衛生費負担金2節清掃費負担金でございます。長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金で職員2名分と再任用職員2名分を計上いたしております。次に16、17ページをお開きください。12款2項1目総務手数料1節戸籍手数料から4節諸証明等手数料までが証明書交付手数料を計上しております。同じく2項2目衛生手数料1節清掃手数料でございます。ごみ収集手数料は町指定のごみ袋分につきまして、自治会配布それから店舗販売、公民館販売、窓口販売分の手数料と粗大ごみ戸別収集手数料分を計上いたしております。次に2番目のし尿収集手数料でございます。これは人頭制、人間の数ですけれども月平均240人分、重量制月平均2,200本分で751万1,000円を計上いたしております。3番目の一般廃棄物処理業等許可手数料につきましては、一般廃棄物の収集運搬等に対する許可手数料の計上でございます。次の2節はし尿収集手数料滞納繰越分で12万円を計上しております。次の3節犬登録手数料につきましては、犬の登録及び予防注射済票の交付手数料が主なものでございます。次のページをお願いいたします。13款2項1目総務費補助金1節総務管理費補助金の個人番号カード交付事業費と事務費の補助金を計上いたしております。同じく2項3目衛生費国庫補助金2節清掃費補助金は循環型社会形成推進交付金で、浄化槽1基分の設置補助金として計上をいたしております。次のページをお願いいたします。13款3項1目総務費委託金、戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務委託金を計上しております。次のページをお願いいたします。22、23ページでございます。14款2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金でございます。浄化槽設置整備事業に伴います県からの補助金として1基分を計上しております。同じく3目2節清掃費補助金でございます。長崎県漂着物地域対策推進事業補助金で21万円を計上いたしております。次のページをお願いいたします。下段の14款3項1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳費委託金は人口動態調査事務委託金及びパスポート事務交付金を計上しております。次のページをお願いいたします。上段の14款3項3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金で、墓地、納骨堂の申請事務と公害の事務に対する権限移譲等交付金を存目計上額いたしております。下段の15款1項2目1節利子及び配当金のうち説明欄の下から2番目になります。収入印紙及び長崎県証紙購買基金運用収入を計上いたしております。

次に32、33ページをお開きください。下段の19款5項1目1節雑入です。下から8行目になります。資源売払収入として765万1,000円を計上いたしております。続いて3行下の収入印紙及び長崎県証紙購買基金運用収入、3行下の「ながよ町の

自然」売払収入を所管分の歳入分として存目計上いたしております。次のページをお開きください。5項2目1節弁償金ですが、これは国からの通知カードを郵送中などに破損、紛失、搾取、盗難等の事故が起きた場合に日本郵便への損害賠償請求を行い、相当経費を歳入するためのものがございます。以上が住民環境課所管分の歳入でございます。

続きまして歳出予算に移ります。68、69ページをお開きください。1番下の2款3項1目戸籍住民基本台帳費は住民環境課住民係の職員給与でございます。8名分とそれから再任用職員1名分でございます。次のページをお開きください。7節賃金はパスポート事務と個人番号カード交付事務のパート賃金の合計で213万円を計上いたしております。11節需用費は例年同様プリンターのトナー、ふれあいカード等の消耗品、それから各種証明書用紙の印刷製本費が主なものがございます。次に役務費の郵便料はパスポート申請の書類及び個人番号カード交付事務に係る郵便料、郵送料でございます。13節委託料は戸籍の入出力を行う戸籍総合システムの保守とそれからパスポート交付窓口端末機器保守、個人番号カード等印字システムの保守料を計上しております。14節使用料及び賃借料では、戸籍関係システムと個人番号等印字システムの使用料の合計額を計上いたしております。19節負担金、補助及び交付金については長崎県戸籍住民基本台帳事務協議会負担金、それから個人番号カード交付事務を委託しております地方公共団体情報システム機構へ支払う個人番号カード交付事業負担金を計上しております。

次に104、105ページをお開きください。4款1項5目環境衛生費1節報酬は環境審議会委員の報酬でございます。8節報償費は交通環境調査をお願いした世帯への謝礼経費を計上しております。次のページをお開きください。9節旅費、11節需用費につきましては例年のものがございます。13節委託料は水質調査委託料でございます。大村湾の水質、底質、それから長与川の水質、それから遊泳場の水質検査につきまして年間を通した委託料でございます。害虫駆除委託料はスズメバチの巣の駆除に対応するための委託料でございます。それからコンポスト跡地調査等委託費につきましては、今月でガス抜き管工事が終了いたしますが、その後については、法の基準によってガス及び水質等について年間を通して調査をするためで302万1,000円を計上いたしております。16節原材料費の衛生施設整備補修原材料費は例年のものがございます。次に19節負担金、補助及び交付金でございますが、主なものは長崎市営火葬場維持管理負担金でございます。これは28年度火葬場決算額に長与町の火葬件数の率で算出した金額から町民が支払った金額を差し引いた金額で算出しております。前年比で136万6,000円の減額でございます。次に浄化槽設置整備事業補助金で1基分44万4,000円を計上いたしております。猫の不妊・去勢事業につきましては、野良猫の増加により糞尿等の被害の防止及び動物愛護の観点から、殺処分の減少を図るため不妊去勢手術費の補助を計上いたしております。他のものについては例年のものを計上させていただいております。次に6目狂犬病予防費、7目省エネルギー対策費でございますが、こちらにつきましても例年のものがございます。

次に4款2項1目清掃総務費でございます。8節報償費の資源ごみ回収報償金は子供会及び自治会の資源ごみの集団回収に対する報償金でございます。9節旅費、11節需用費については例年のものです。12節役務費につきましては不法投棄等された小型家電などのリサイクルの処分料でございます。13節委託料につきましては町民一斉清掃、精霊流しに掛かりますごみ等の回収運搬の委託料を計上いたしております。きれいな町づくり事業委託料につきましては、道路河川等の清掃、それからパトロール業務、学校関係及び常設倉庫のごみの回収、それから町指定ごみ袋の配布業務、犬猫の死体回収等々の業務と29年度より新たに粗大ごみの個別有料収集業務を行っていただいております。次に14節使用料及び賃借料は、有料道路使用料と町民一斉清掃時の自治会からの車の借上料と草刈機の借上料及び回収車の借上料でございます。それから大村湾一斉清掃時における船舶の借上料、それから回収車両の借上料などを計上しております。

次に2目ごみ処理費でございます。1節塵芥収集員報酬につきましては427万5,000円を計上いたしております。4節共済費につきましては塵芥収集員の社会保険料でございます。次のページをお願いいたします。11節需用費につきましては消耗品費のごみ袋製作費料が主なもので、30年度につきましても大が160万枚、中が90万枚、小が50万枚の合計300万枚の作製を予定して計上いたしております。それから今年度環境問題の啓発、それからリサイクルの推進を図るために小中学校等で回収された牛乳パックを再利用した啓発用のオリジナルトイレットペーパーの作製費を予定しております。これによりまして町内の小中学校及び公共施設で使用するトイレットペーパーを賄いますと共に、自治会での啓発用として活用をさせていただきたいと考えております。12節役務費につきましては住民環境課所管のダンプカー1台分の保険損害共済金でございます。次に13節委託料でございます。可燃ごみ等収集運搬業務、瓶収集運搬業務、不燃、粗大、資源ごみ収集運搬業務などで合計1億1,916万2,000円を計上しております。それから、ごみの収集手数料徴収業務委託料につきましては、町内の各施設や事業所等のごみ袋の販売手数料でございます。次に19節負担金、補助及び交付金でございます。生ごみ処理機設置事業補助金で36万6,000円を計上しております。それから資源分別収集助成金については542万5,000円を計上させていただきます。次に、長与・時津環境施設組合負担金でございます。組合運営費、熱回収施設関連工事費、交付税充当分を含めまして3億8,204万2,000円を計上させていただきます。こちらにつきましてはかなりの増額になっております。理由といたしましては非常勤職員の健康保険や厚生年金等の事業所負担分の増加でございます。これはちょっと法の改正の関係でございます。それから時間外単価の増、それから貨物軽自動車の購入費2台分でございます。それから板の裏公園の電気、水道使用料及びトイレの清掃、草刈り等と板の浦公園の落成式関係の経費と起債償還分が増加したために大幅な増となっております。次に27節公課費につきましては、住民環境課所管分のダンプカー1台分の重量税でございます。

次に3目し尿処理費でございます。1節報酬は徴収嘱託員報酬を計上しております。9節旅費、11節需用費、12節役務費につきましては例年のものです。13節委託料につきましては、し尿収集委託料、し尿料金システム保守点検委託料、し尿投入施設運転管理業務委託料の合計で4,901万3,000円を計上しております。し尿処理に関しましては前年度より約173万円の増額計上でございます。理由といたしましては、平成24年より下水道処理場へし尿を投入することにより、効率的な下水とし尿の処理を行ってまいりました。し尿投入を始めましてから5年が経過したことから、下水道課の方から経費の按分について見直しの提言を受け、改めまして、これまでの経過や処理費の算出方法について両課で精査を行いました。これまでは按分率を算定するに当たって、処理場の最終の処理工程で排出される固形物、残渣とありますが、この割合を基準として、その比率によって各工程の経費を算出して下水道とし尿分の按分率を決めて委託料を支払っておりましたが、今回両課において精査をした結果、最初の工程である下水道施設の消化タンクに投入する下水の汚泥量とし尿の汚泥量の比率を按分基準とすることが適正と判断し、その結果、今回の委託料の増額となったものでございます。ちなみに以前までのし尿分の按分率が0.83、改正後30年度からの按分率については4.49を予定して予算を編成させていただいております。次のページをお願いいたします。14節使用料及び賃借料ではし尿料金システムリース料、23節償還金、利子及び割引料はし尿収集手数料還付金を計上しております。

211、212ページをお開きください。債務負担行為の調書ですが、下から3番目と4番目です。戸籍総合システムリース料、住基カード等裏面印字システムリース料が所管分となっております。次のページ、上から3番目と4番目、個人番号カード等印字システムリース料、し尿システムリース料が住民環境課所管分でございます。

続きまして主要な施策に関する説明書の13、14ページをお願いいたします。住民環境課の主要な施策の業務の内容などについてお示しをしております。次に29ページをお願いいたします。1番上の住民環境課の特別職、それから非常勤職員の報酬について委員等の人数、予算額をお示ししております。次に34ページをお開きください。中ほどに補助金、負担金の所管分のものがあります。戸籍住民基本台帳事務協議会負担金以下、環境関係の補助金、負担金をお示ししております。次に45ページをお願いいたします。基金の状況ですが、1番下の方の収入印紙及び長崎県証紙購買基金が住民環境課所管分でございます。併せてと御確認をお願いいたします。住民環境課の予算等に関しましては、以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいと思います。歳入面からまとめてまいります。17ページ下段の方です。衛生手数料、いいですか。次19ページ国庫支出金、総務管理費と清掃補助金のところですか。いいですか。次21ページ、真ん中の13款3目1節、2節いいですか。次23ページ、衛生費県補助金、浄化槽関係です。



清掃補助金もでしたね。次25ページ、戸籍関係です。いいですか。次27ページ、保健衛生委託金、配当金の下から2番目です。いいですか、次行きますよ。33ページ。金子委員。

○委員（金子恵委員）

それではちょっと教えていただきたいんですけど、この資源売却収入ということで前年度比130万弱ぐらいの減になっておりますけれども、これは収集量によるものなのかそれとも資源の価格によるものなのか。

○委員長（岩永政則委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

こちらにつきましては、1番大きな要因は単価でございます。年度によっては半分になったり倍になったりと、特に鉄類とかアルミ、こちらの方の単価の変動が激しいのが大きな原因でございます。もう1点は、御指摘のとおり収集量が若干ですが28年度と29年度減少傾向にあります。その2点が大きな要因でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

単価が1番大きな要因ということで、収集率が減っているということですが、やはり民間が入ってきて収集をしているという影響というのはかなりあるんですか。その差というのはその部分だというふうに考えられますか、それとも、今、個別にコンビニなんかでも持ってきてくださいと、スーパーなんかでも持って来ていいというふうにしてる所もあるようなんですけれども、そういうものの影響というのものもあるんですかね。

○委員長（岩永政則委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

1番は、おっしゃるとおり民間が入って来ているということで、玄関先に置いていると回収していただけるので、それが1番大きい要因ではないかなと。あと店舗によっては新しくできた所とか大きな所はいろんなものを資源リサイクルという観点で回収をしていただいて、ポイントを返したりとかいうふうにされてますが、その辺りについては大きな影響は無いと思います。1番の原因は民間の参入だと考えられます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。次に行きます。35ページ、通知カード関係です。返還金、なかったら歳出に参ります。69ページ1番下、2款3項。71ページいいですか。71ページは1番下までです。それでは105ページ、1番下の環境衛生費です。107ページ。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

13節害虫駆除委託料でスズメバチに対応するというので先程聞いたんですが、金額は別にどうでもいいんですが、ハチが他にもおられますよね、ハチがいろいろ。個人にしてみれば、スズメバチではあろうがミツバチであらうがアシナガバチであらうが迷惑するわけですね。そういった場合に、どういうハチでも相談ができるものなのかどうか、そこを教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

長谷係長。

○係長（長谷裕志君）

通常個人の家庭の分については役場の方では対応はしてないんです。その分について業者なんかを紹介をしたりとかしてる分はあります。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

駆除委託料となつとるもんですからそうなりと、そこをちょっともう少し詳しく。

○委員長（岩永政則委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

スズメバチに限らず、いろんな他の動物とか昆虫とかあると思うんです。ハチに限って言えば。そういったものが通常であれば、道路の脇の藪の中にあつたりとか、私達が見て、やれるものは職員で対応してますが、やはり昨今テレビでずっと見ていると、大型ですごい量がいるとなつた場合に周りの通行人等に御迷惑を掛ける場合があると。そういった場合についてはやはり専門業者に依頼をした方がいいということで、この予算をとっております。ですから、大きさとか状況によって額ももちろん変動いたします。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。109ページいいですか。111ページ。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

13節し尿収集委託料の世帯数を教えていただけないでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

28年度末の時点では定期的に収集をしてる所が個人、法人合わせて266件です。あと不定期で仮設トイレ、建設中の家なんかの仮設トイレの件数が202件、合計の468件でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

266件とプラス仮設とか合わせて歳入が、この財源内訳を見ますと763万ということで、かなり多額の一般財源でこういう関係者に町の財源を突っ込んどるというような状況だと思うんですが、下水道の、例えば世帯に住んどってでも、大体月に私ども3人家族で大体下水道料金が5,000円ぐらい負担をするわけです。そういう下水道の家庭に住んでおられる方ぐらいの負担をしていただくとか、なんか料金をもうちよっと。もちろんこの一般財源突っ込んで補助をしていくというのは分かるんですけども、皆さんが納得出来るぐらいの水準で負担をお願いできんもんかなと私は常々思っとるんですが、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

これまでも下水道との均衡性を保つために上げようかという話は過去にも何度かあったようですが、なかなか気負いした状態で私共もどうかして上げたいなという気持ちはありますが、関係部署と協議をさせていただいて前向きにと言いますか、できるだけそういうふうになるように段階的とかいろんな方法があると思います。また他の自治体の算定の方法等も研究をさせていただいて進めさせていただければと思っております。

以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

その件は分かりました。同じ13節し尿投入施設の運転管理業務委託についてですが、これは3年間の長期契約をされて300万3,000円ということで今年度分の計上されているということだと思うんですが、これは3年の長期計画契約をする理由、やっぱり必要性があるんですかね。教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

これはあくまで予定にしております、長期で契約でできるものは長期で契約して、契約事務の軽減とか、価格を抑えるというような目的で長期契約をというふうな進め方をされております。これもうちが下水道の方の業務の契約によって、ちょっと複雑なんですけども、その会社と附属的な業務として契約をするもんですから、下水道の方が3年になればそれに合わせて3年にしようかと、ただまた、相手方もおられますから単年度契約でお願いしますということであれば、もう単年度契約にせざるを得ないかなというふうに考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私ちょっとよう分からんとです。この一般会計の予算審査を今しとるわけなんです、長期契約予定一覧ということで、この契約についても併せて審査の対象になつとるわけですね。これが長期継続契約をやるかやらんかは決まってないということになれば、そこは問題ないんですかね。

○委員長（岩永政則委員）

少し休憩とりますか。いいですか。

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

町としては長期の3年契約をしたいというふうに考えております。ただ先程も言いましたとおり、相手方が単年度契約でということであれば、向こうもいろんな御事情があるでしょうから、そういうことであればそれをお断りすることはできないのかなど。基本的には長期継続の契約をさせていただきたいと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

111ページのし尿処理委託の部分でお伺いしたいんですが、御説明の中でし尿を投入するようになって5年が経過したので経費の按分、要するに負担割合を少し見直して欲しいというような話があったんですね。それで、平たく言えば、し尿投入をすることによって想定以上に施設に負荷が掛かっているから、もう少し担当課の方で若干負担を増やして欲しいんですね、平たく言えばそういうこととかなというふうに捉えたんですが、負荷が掛かったという形になるんですかね、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

久松補佐。

○課長補佐（久松勝君）

今の件についてお答えをさせていただきます。下水道課の方から話があったことにつきまして、もう5年も経過しているということもございまして、今回の下水道浄化センターの管理委託関係の見直し等も一斉に進められておりまして、その中で、し尿投入施設に対する経費についても、一度、下水道課の方も見直しと言いますか、内容の確認を再度挙げたところもございまして。そういったことから、契約内容についてどうだろうかというお話があって、下水道課とすれば1番筋が通れば、それでいいわけということ、実際、投入してることによって処理に負荷が掛かり過ぎていると、こういったところはございません。処理行程については問題ないんですけども、根本となる考え方も

う一度整理をしようということから始まったことでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

特に負荷が掛かってるわけではないけれども、負担割合をお互いが納得いく形にというふうなことでなったということですね。いずれにしてもそうなった場合に、今後この処理費、歳出の部分ではやっぱり住民環境課の方はこういうペースで毎年、今回107万でしたか、毎年度こういう形で上がっていくという形になるのかですね。

○委員長（岩永政則委員）

久松補佐。

○課長補佐（久松勝君）

処理委託料につきましては、処理量に比例していく部分はかなりありますので、電気代と水道代、こういったものについてはほとんど固定に近いんですけども、あと薬品処理と脱水ケーキ、固形物質を全部凝縮しまして圧縮して、それを場外に委託をして処理をするという過程が、し尿の方が関連するところですけども、その分につきましては、投入量に比例してまいります。ですから投入量が今後減っていくとすれば、委託料自体も今回計上させていただいてます230万ほどですけども、このぐらいの数値で推移していくのではなかろうかというふうに思っております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

以前、同僚議員が一般質問の中で浄化槽をもう少し活用したらどうかという話も出ておりましたけれども、やっぱり処理費用がかさんでいくということになれば、合併浄化槽等々の方を推進していったほうがいいのかどうか、どちらの方が経費の面また環境の面にとって、当然合併浄化槽を推進していくという形だろうと思うんですが、その辺りの検討というのは何かなされたのですか。

○委員長（岩永政則委員）

久松補佐。

○課長補佐（久松勝君）

合併浄化槽の対象区域としますのは下水道の処理区域外、処理区域にあつては下水道に接続してくださいというのが長与町の方針でございますので、下水道が普及しない所については浄化槽を設置していただきたいということで、そういったPRも広報紙等でもさせていただいたり、あと処理区域外で浄化槽を設置されてない世帯がございますので、そういった方々には一軒一軒この前もパンフレットをお送りして、こういった補助金がありますというものをお知らせしたところです。今後もこういったPRをしながら、浄化槽の普及は進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

これ分かればで結構なんですけれども、し尿収集をされてるのが固定で266件ということでしたが、この中で下水道処理区域内外とか、その辺りの数字分かりますか。

○委員長（岩永政則委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

区域内では汲み取りの件数ですけども150件です。これが28年3月末の数字になります。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

それでは全体に渡って質疑を受けたいと思いますが、ございませんか。  
分部委員。

○委員（分部和弘委員）

ちょっと予算のどこの部分に触れるか分からないんですけども、町民1人当たりのごみの排出量に関しては、28年度から比べて29年度は若干上がってますという状況かなというふうに思います。予算のどっかの部分にコストとして現れてくるのかなと、そういった意味ではですねCO2排出と低酸素社会の構築に向けた町の取組から逆行しているのかなというふうに思いますけども、そこら辺をどのように考えているのか、担当課として教えていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

本会議の際にもお話をしたと思うんですけども、クリーンパークが開設をしまして、ごみの収集運搬とかいろんな方法が変わっております。28、29と増加傾向にあります。あと事業系のごみがもの凄く多くなっております。それに伴ってかどうか分からないんですけども、一般家庭系も若干の増加傾向かなというところで、まず事業系のごみの減量対策、今年度からも展開検査等を頻繁に行いまして、収集車ですね。よそのごみを持ってきてないかとか、燃やせるごみじゃないものが混入してないのかとか、そういった展開検査の頻度を上げて、指導をずっと強化しているところです。来年度30年度につきましては、事業系のごみにつきましてより一層の強化を図るために、もう少し規制的な基準をつくるとか、いろんな方法を今、時津町とそれから施設組合と考えております。それに伴って、当然ながらその事業系ばかりでなくて家庭系のごみの減量、そういった対策も実施をするように計画をしております。なかなか啓発ばかりしてもなかなか浸透しないんですが、そういった地道な活動、事業系、それから家庭系、そういったものに対して啓発、それからいろんな規制などを掛けられるものは掛けていって、

何とかごみの減量化、それに伴ってごみの処理料、そういったものの軽減に努めていきたいと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

私もちょっと詳しくはないんですけども、端的に言えば事業系のやつが何で町民のやつに入ってくるのかなというふうに思う部分もあるんですよ。それはもうちゃんとそこで、事業系も一般家庭ごみも合わせて出さないとなくなってしまうと思うんですけども、それがルールだったらルールでいいと思うんですけども、何かちょっと一般質問した時、答弁聞きながら、何で事業系が入って町民の一人頭に算出されるのかなとちょっと思ったもんですから。

○委員長（岩永政則委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

クリーンパークの方それからクリーンセンターの方で、収集車それから個人、いろいろな形態でごみを搬入されるんですけども、家庭系のごみと事業系のごみというのはそこではっきり区別をしております。だから事業系のごみが著しく増えてるよというふうな判断ができるようになってます。それで家庭系もこんな傾向ですよと、数字的にこうですというので、こういうふうな取組をしていきたいというふうな考え方でございます。ですから、事業系と家庭系のごみは、はっきり区別をしてるところが大前提となりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

これはちょっと予算にはあんまり関係ないんですけども、毎年水質調査委託料という事で海水浴場の水質検査をされておられて、広報ながよの7月号に堂崎と潮井崎と二島、この3か所ですかね、遊泳可能ということで掲載をされているんですけども、昨年、中学の地区Pでの御意見だったんですけど、中学校としては子ども同士で泳ぎに行かないようにというふうに、遊泳可能だけれども泳ぎに行かないようにということで指導してるそうなんですよ。それで先生方の方から子ども達だけでは行かないようにという文言をこの遊泳可能なその記事の下に入れて欲しいということだったんですよ。ですから、これは教育委員会との関係もあるのかもしれないんですけど、そのところ要望になるんですけども、考慮いただければというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

確かに子ども達だけで行くのは危険性は当然海ですからあると思いますが、委員おっしゃられるとおり教育委員会等の考え方とか指導の方法等々もありますので、そこ辺りはちょっとまだ時間がありますので十分協議をさせていただいて、お互い子ども達の安全というのが1番大事になりますので、掲載が可能であれば、そういった掲載の仕方を考えたいと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。他にありませんかね。ないですか。

それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで本日の総務文教常任委員会は散会をいたします。終わります。お疲れ様でした。

(散会 16時25分)